

事 務 連 絡
令和元年10月22日

最高検察庁総務部検務課長 殿
高等検察庁（東京・大阪）総務部検務第二課長 殿
高等検察庁（東京・大阪除く）総務部検務課長 殿
地方検察庁検務監理官 殿

法務省刑事局総務課法務専門官（検務担当） 萩原勝治

復権令に係る恩赦事務処理上の留意事項について（事務連絡）

復権令に基づく復権事務の取扱いについては、本日付け法務省刑総第521号刑事局長・保護局長依命通達「復権令に基づく恩赦事務の取扱いについて」が発出され、本日から実施することとされたところですが、その事務処理に当たっては、下記事項に留意願います。

記

1 復権令について

本日施行された復権令（令和元年政令第131号）は、原則として、基準日（令和元年10月22日）の前日現在において、執行を終わり又は執行の免除を得た日から3年以上を経過した罰金の前科を有する者を対象としている。このような罰金の前科を有している者が、他に禁錮以上の刑に処せられているときは復権の対象にならないが、過去に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、刑法第27条の規定（執行猶予期間の経過）、同法第34条の2の規定（刑の消滅）、恩赦法（以下「法」という。）第3条の規定（大赦）又は法第5条の規定（特赦）によってその刑の言渡しが効力を失っているときには復権の対象となるため、必ずしも罰金の前科のみを有する者しか今回の復権令の対象とならないというものではない。また、現に未確定の裁判の被告人となっている場合であっても当該裁判の結果は今回の復権の判断に影響を及ぼさないので留意する必要がある。

- (1) 復権令において「1個又は2個以上の裁判により罰金に処せられた者」というのは、1個の裁判で1個の罰金に処せられた者、1個の裁判で2個以上の罰金に処せられた者（中間に確定判決がある場合等に起こり得る。）及び2個以上の裁判で2個以上の罰金に処せられた者をいう。

- (2) 「その全部の執行を終わり又は執行の免除を得た」というのは、その罰金刑が1個のときはその刑、2個以上のときはその全ての刑の執行を終わり又は執行の免除を得たことをいう。執行の免除を得る場合としては、刑の時効の完成（刑法第32条）、法第8条による執行の免除等がある。一方、執行猶予期間が満了した場合は「刑の執行の免除を得た」場合には含まれないので留意する必要がある。
- (3) 「執行を終わり又は執行の免除を得た日から令和元年10月22日の前日までに3年以上を経過した」について、その起算日は、罰金の刑の執行を終了等した事由ごとに異なるところ、当該起算日が復権令の対象となる平成28年10月21日以前になる場合は、具体的には下記のとおりである。なお、基準日までに刑の消滅等により効力を失っているものは復権の対象とはならない。
- ア 現金納付、印紙納付又は仮出場の場合
刑の執行を終了した日が平成28年10月21日以前であること
- イ 労役場留置の場合
刑の執行を終了した日が平成28年10月20日以前であること
- ウ 刑の時効完成の場合
刑の時効が完成した日が平成28年10月21日以前であること

2 通達について

- (1) 復権に関する事務を行う検察官について（通達第1，1・2関係）

復権事務担当検察官については、当該罰金の裁判の言渡しをした裁判所により定まることから、例えば、簡易裁判所において罰金の言渡しがあり、高等裁判所において控訴が棄却されて確定した事例では、簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官が復権事務担当検察官となるが、高等裁判所において破棄自判により罰金の言渡しがあり確定した事例では、高等裁判所に対応する高等検察庁の検察官が復権事務担当検察官となる。

また、後記2，(3)により、2個以上の裁判により罰金に処せられた者であることが判明した場合は、最後に確定した罰金の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が復権事務担当検察官となるので、復権事務担当検察官が他の検察庁の検察官である場合には、当該検察官に対し、速やかに復権対象者通知書により復権令の対象者を通知する。この場合において、当該検察官による前科照会が完了していない又は実施できていないことがあり得ることから、通達では、必要に応じて、当該通知対象者に係る前科調書（写しで可）を送付し、情報共有を図ることとしている。

なお、復権証明事務及び裁判書原本への付記事務については、罰金刑が2個以上の場合であっても、それぞれの刑につき、恩赦法施行規則（以下「規則」という。）第13条及び第15条に定めるとおり、罰金の言渡しをした裁判所に対応

する検察庁の検察官が担当検察官となるので留意する必要がある。

(2) 対象者の把握について（通達第1，2関係）

各庁においては，裁判書原本，検察総合情報管理システム又は犯歴システム等により，復権令の対象となる者を調査することとなる。

調査については，執行を終わり又は執行の免除を得た日から3年以上経過している者であっても，刑法第34条の2の規定により刑の言渡しの効力を失った者は復権令の対象とならないため，通達では，まず，執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過し，基準日までに5年を経過しないものについて調査することとしている。

(3) 前科の照会について（通達第1，2関係）

各庁において把握した対象者について，復権令の対象となるか判断するため，その者の前科を調査する必要がある。

この場合の前科照会書は，犯歴事務規程（以下「規程」という。）に定める様式のものではなく，特に通達において定めた様式を使用することとしている。これは，この前科照会書を使用することによって恩赦の事務処理に必要なものであることを照会先の地方検察庁の犯歴担当事務官に承知させ，速やかな回答を得ることができるようにしたものである。したがって，「前科照会書（恩赦）」によって照会を受けた地方検察庁の犯歴担当事務官は，速やかに調査して回答すること。

なお，道交裁判に係る前科照会に対する回答に当たっては，その回答する前科が既決犯罪通知書（丙）等によって把握されているものであるときは，復権した場合における恩赦事項通知書（原本付記用）の送付に遺漏を生じないようにするため，前科調書の当該前科の欄に，必ず「既決（丙）」のように既決犯罪通知書（丙）等によって把握されているものである旨の表示をすること。

(4) 刑の執行状況照会について（通達第1，3関係）

通達では，前科についてその執行を終了した日が判明しない（例えば，道交裁判に関しては財産刑執行終了通知書を作成しないため，前科調書の記載では刑執行終了の日が必ずしも判明するとは限らない。）ものがあるときは，その刑の執行状況を確認・照会することとしている。これは，刑執行終了の日から基準日の前日までに3年以上経過していることが復権令の条件であるほか，禁錮以上の刑の言渡しの効力が，刑法第27条の規定（執行猶予期間の経過）又は同法第34条の2の規定（刑の消滅）によって失われているか否かが復権の可否に影響することがあるからである。

(5) 復権令により復権した者の特定について（通達第1，4関係）

通達に定める調査，前科照会及び刑の執行状況照会を経て把握された対象者に

つき、個別に復権の有無を確認し、復権該当者を特定する（上記調査・照会のほかに、例えば、法第3条の規定（大赦）、法第5条の規定（特赦）又は少年法第60条第1項の規定の適用の有無を確認することも考えられる。）。

特に、刑の消滅の時期については、別の前科の存在などに応じて種々の事例が考えられることから、慎重に検討すること。

なお、犯歴事務解説（五訂版）122ページから128ページまでを参考にされたい。

(6) 復権通知及び復権証明について（通達第1，5関係）

ア 復権通知について

(ア) 通達では、復権令の対象者の中でも、公民権を回復した者について、当該本人からの請求の有無にかかわらず、同人に対して復権通知書を送付することとしている。これは、同人の公民権の行使に直接影響するものであることから、特に通達により義務付けることとしたものであり、復権事務担当検察官が規則第15条にいう「有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官」でない場合も、復権事務担当検察官から復権通知を送付することとしている。選挙管理委員会においては、選挙当日、選挙人名簿に登録されていない者が復権通知書を投票所で提示した場合には、適宜処理することとなる（総務省から選挙管理委員会に対してその旨の通知が発せられることとなっている。）。

(イ) 復権通知書を送付するに当たっては、通知対象者の身上照会その他必要な調査をするとともに、郵送する場合には、本人限定受取サービスを活用するなど、誤送付等を防止し、確実に通知対象者本人に送付されるよう十分に留意されたい。

イ 復権証明について

(ア) 規則第15条では、復権令により復権した者に対する復権証明は、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官が行うこととされていることから、申出を受けた検察官が復権事務担当検察官以外の検察官である場合には、復権事務担当検察官に復権の有無を照会し、その回答を得た上で復権証明書を作成することとなる。

(イ) 復権証明は対象者本人に交付する必要があるため、身分証の提示を求めるなどして本人確認を慎重に行うほか、本人以外の者が本人のために復権証明の申出をしてきた場合には、本人作成に係る委任状の提出を求める必要があるので留意されたい。

(7) 裁判書原本付記について（通達第1，6・7関係）

ア 付記すべき裁判書原本は、復権した者に係る復権の対象となった罰金の言渡

しをした裁判の裁判書であるので、上訴を棄却する裁判の裁判書等には、付記をする必要はない。

イ 通達第1, 6, (2)は、復権事務担当検察官が原本付記検察官でない場合の手続である。この場合には、恩赦事項通知書（原本付記用）により通知することとなるが、復権該当者が改姓している場合には、裁判書原本の索出を容易にするため、同通知書の備考欄に裁判時の氏名を記入するなどの工夫をされたい。

ウ 通達第1, 6, (3)は、原本付記検察官の属する検察庁に裁判書原本がない場合の対応を定めているが、このような場合とは、例えば、高等検察庁の検察官が原本付記検察官である場合（高等裁判所において破棄自判の裁判がなされた場合）に、当該裁判の裁判書原本が第一審対応検察庁に保管されているときなどが考えられる。

エ 裁判書原本が切符原票であるときは、本籍地方検察庁に恩赦事項通知書（乙）が送付されるので、送付を受けた同通知書によって裁判書原本付記の嘱託があったものとして付記の事務を行うこととされているので留意されたい。

(8) 本籍市区町村長への恩赦事項通知（通達第1, 7, 第2関係）

復権した者に係る刑執行状況等通知の手続は、規程に基づき行うこととなるが、復権令により復権した者のうち、公民権を回復した者に係る手続については、選挙の実施に大きく影響を及ぼすことから、速やかに行う必要があるため、通達において特例が定められていることから留意されたい。

3 復権に関する事務の取扱いについて（通達第2関係）

(1) 各検察庁の犯歴担当事務官は、本籍市区町村長から、復権令により復権した者につき刑の言渡しの効力を失った事実の有無に関する照会があった場合、復権がなされたことを考慮に入れた回答をする必要がある。そのため、通達では、その回答をするに当たり、復権事務担当検察官に復権の有無を照会し、その回答を待って本籍市区町村長に回答することとしている。なお、本籍市区町村長に回答した際、復権事務担当検察官に対してもその旨連絡する。

(2) 各検察庁の記録担当事務官は、復権令の対象となる期間に刑の執行を終了するなどした裁判書の閲覧対応又は謄本の作成等をする場合には、当該裁判書に復権に関する付記がなされているかを確認する必要がある。そのため、当分の間、復権令の対象となり得る裁判書の閲覧請求等があったときは、当該裁判書に係る裁判における刑の執行終了日等を確認し、その日が復権令の対象となる期間に該当し、かつ、当該裁判書に復権に関する付記がなされていない場合には、速やかに犯歴担当事務官に連絡する。連絡を受けた犯歴担当事務官は、原本付記検察官と調整し、当該裁判書に係る復権に関する事務を優先して処理するものとする。

4 文書の保存について

通達に基づき作成した文書については、各庁における行政文書の保存期間基準に従い、適切に保存されたい。